

介護報酬の再改定を求める要望意見書

平成27年4月より実施された介護報酬は、介護サービスの充実にプラス0.56%、処遇改善にプラス1.65%を除くと、マイナス4.48%の大幅なマイナス改定となった。施設関係では、特別養護老人ホームが基本報酬で5%を超える引き下げ幅となり、小規模デイサービスでは約10%、予防通所介護・予防通所リハビリに至っては20%を超えるマイナス改定となっており、事業の継続が困難になるほどの下げ幅となっている。

全国各地では、すでに採算の合わない事業所の撤退が始まっており、地域によっては介護報酬の引き下げが、住民から介護サービスを奪う事態となっている。社会保障の充実に理由に消費税8%増税を強行したにもかかわらず、今回のマイナス改定は断じて許されるものではない。

厚生労働省は今回の大幅な引き下げの理由として、「社会福祉法人の内部留保」を挙げているが、地域住民の介護を守るほとんどの介護事業者は、改定前の介護報酬でさえ、内部留保どころか介護労働者の賃金確保で精いっぱい状況である。都市部で利益を上げる一握りの事業者を例に挙げ、「介護は儲かっている」との判断は明確な誤りである。広大な過疎地を抱える北海道では、利用者確保も難しく、事業所の撤退が相次ぎ、訪問看護などいくつかのサービスが利用できない自治体もある。

また、処遇改善加算は介護職だけを対象にしているが、介護現場には看護師、ケアマネージャー、リハビリ技師など多様な職種が働いている。介護職場全体のバランスのとれた処遇改善には、加算ではなく介護報酬自体の引き上げが必要である。

国が「医療介護総合法」で、介護保険制度の運営自体を自治体に丸投げしようとする中、住民の介護を守り、地域の介護資源を維持させるためには、介護経営の維持と、確保が困難である介護労働者の大幅な処遇改善が実施可能な、利用者負担に拠らない介護報酬の「大幅プラス改定」での見直しは不可欠となっている。

以上の実態を踏まえ、国において次の事項を実現するよう要望する。

記

- 1 次年度予算において、介護事業所と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬のマイナス改定を見直しすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月17日

大空町議会議長 近藤 哲雄

【 送 付 先 】

- ・ 内閣総理大臣 安 倍 晋 三
- ・ 厚生労働大臣 塩 崎 恭 久
- ・ 財務大臣 麻 生 太 郎
- ・ 文部科学大臣 下 村 博 文
- ・ 総務大臣 高 市 早 苗